

都 市 消 防 委 員 会
說 明 資 料

平成 29 年 4 月 24 日

住 宅 都 市 局

目 次

屋外広告物の規制の見直しについて

	頁
1 見直しの背景等	1
(1) 背景と目的	1
(2) 検討経緯	1
2 見直し内容	2
(1) 屋外広告物の安全対策	2
ア 現状	2
イ 制度改正の内容	2
(2) 公共空間等における屋外広告物の活用	4
ア まちの賑わい創出等に資する広告物の規制緩和	4
(ア) 現状	4
(イ) 制度改正の内容	4
(ウ) 規制緩和により設置可能となる広告物の主な事例	4
イ 禁止地域における広告付案内図板の規制緩和	5
(ア) 現状	5
(イ) 制度改正の内容	5
3 今後の予定	5
(参考) 現在の規制の概要等	6
1 規制の概要	6
2 許可件数	7

屋外広告物の規制の見直しについて

1 見直しの背景等

(1) 背景と目的

・ 屋外広告物の安全対策

平成27年2月の札幌市の看板落下事故以降、屋外広告物に対して安全性の確保を求める声が全国的に高まる中、公衆に対する危害防止を図るため、全ての屋外広告物に安全点検の実施を義務付けるなど、屋外広告物の安全対策を強化する。

・ 公共空間等における屋外広告物の活用

公共空間等にイベント広告やバナー広告等の屋外広告物を設置し、その広告料収入を地域の活性化に役立てようとするニーズが高まる中、公共空間等における屋外広告物の活用を図るため、まちの賑わい創出等に資する広告物を対象に規制を緩和する。

(2) 検討経緯

時 期	内 容
平成28年10月	名古屋市広告・景観審議会（諮問・審議） (諮問事項) ・ 屋外広告物の安全点検について ・ 公共空間等における屋外広告物の活用について
平成28年12月	名古屋市広告・景観審議会（審議）
平成29年 2月	名古屋市広告・景観審議会（答申）

2 見直し内容

(1) 屋外広告物の安全対策

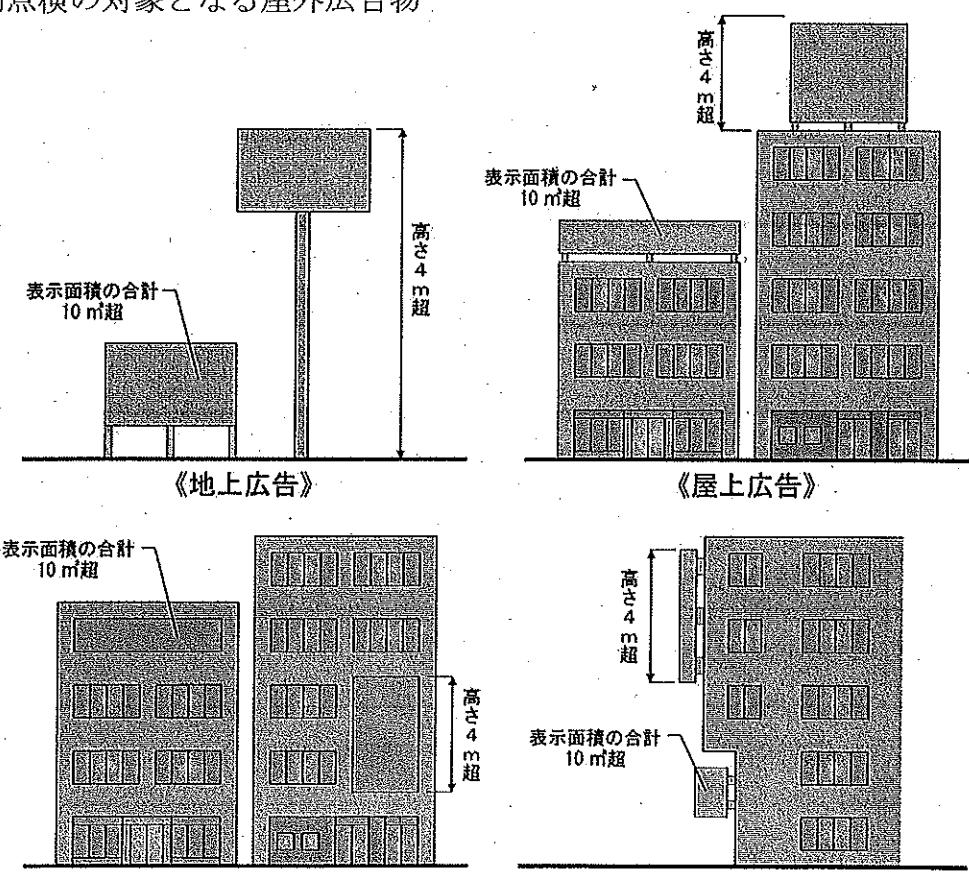
ア 現状

- ・ 広告物の所有者、占有者に管理義務が課されていないため、事故等が発生した場合、民法上、責任を問えないおそれがある。
- ・ 許可が不要な広告物は安全点検の実施義務がない。また、許可が必要なものでも技術的知識がない無資格者が安全点検を行っている。
- ・ 継続の許可申請時の点検結果に写真が添付されていないため、広告物の状況が把握できない。

イ 制度改正の内容

事 項	内 容
管 理 義 務 の 明 確 化	従来の表示・設置者及び管理者に加え、所有者、占有者にも管理義務があることを明確にする。
安 全 点 検 の 義 務 化	全ての屋外広告物について、定期的な安全点検（通常点検）の実施を義務付けるとともに、一定規模以上の広告物については、有資格者による安全点検（特別点検）の実施を義務付ける。 (詳細は、別表のとおり)
点検結果報告 の 義 務 化	許可を必要とする屋外広告物は、継続の許可申請時に点検結果(点検時の写真を含む。)を市長に報告することを義務付ける。

別表

点検区分	通常点検	特別点検
安全点検の対象	全ての屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが4mを超えるもの ・表示面積の合計が10m²を超えるもの
実施時期	毎年1回	3年に1回
点検者の資格	資格不要	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外廣告士 ・建築士 ・電気工事士 ・電気主任技術者 ・屋外廣告業の事業団体が公益目的事業として実施する廣告物の点検に関する技能講習の修了者
点検項目等	本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について、規則で定める項目及び内容に基づいて実施	
<p>特別点検の対象となる屋外廣告物</p> 		

(2) 公共空間等における屋外広告物の活用

ア まちの賑わい創出等に資する広告物の規制緩和

(ア) 現状

公共空間では、屋外広告物の設置が原則禁止されるとともに、条例では掲出目的、場所、期間にかかわらず一律の規制がかけられているため、屋外広告物の活用の際に様々な制約が生じている。

(イ) 制度改正の内容

事 項	内 容
考え方	まちの賑わい創出等に資する広告物（広告料収入を公益上必要な施設の設置費用等に充てる広告物を含む。）について、設置主体を限定した上で公共空間等への設置を可能とする。
緩和要件	設置主体
	<ul style="list-style-type: none">・都市再生推進法人、道路協力団体及びこれらに準ずる団体・国・地方公共団体（国・地方公共団体と事業契約等を締結した民間事業者を含む。）
緩和要件	<ul style="list-style-type: none">・広告物の表示期間が原則3箇月を超えないこと・良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するものであること・広告物の表示又は設置について関係機関との調整が整っていること

(ウ) 規制緩和により設置可能となる広告物の主な事例

区 分	事 例
都市公園	<ul style="list-style-type: none">・イベント広告（久屋大通公園）
歩 道	<ul style="list-style-type: none">・工事用仮囲い広告（名古屋駅前）・デジタルサイネージ広告（栄ミナミ）
街 路 灯	<ul style="list-style-type: none">・バナー広告（名古屋駅前）
橋りょう	<ul style="list-style-type: none">・歩行者デッキの壁面広告（東京都千代田区）
高架鉄道	<ul style="list-style-type: none">・モノレール支柱の壁面広告（千葉市）

(注) 名古屋市の事例は、社会実験（平成26年4月～）として実施

イ 禁止地域における広告付案内図板の規制緩和

(ア) 現状

案内図板は、案内する対象の名称や地図等の表示に限って一部の禁止地域で設置を認めてきたが、広告の表示や都市公園、官公署の敷地内での設置ができない。

(イ) 制度改正の内容

3 今後の予定

平成29年6月にパブリックコメントを実施した後、名古屋市屋外広告物条例の改正議案を上程する予定

(参考) 現在の規制の概要等

1 規制の概要

事 項	内 容						
目 的	良好な景観の形成又は風致の維持を図るとともに、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法に基づく名古屋市屋外広告物条例により、屋外広告物規制を実施						
規 制 内 容	許 可	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積の合計が 10 m²以下の自家用広告物などを除き、市長の許可が必要 許可期間 3箇月～3年の範囲内（継続する場合は、継続の許可が必要） 					
	禁 止	<table border="1"> <tr> <td>禁止地域</td> <td>広告物の表示又は設置が原則禁止となる地域 (都市公園、官公署・学校・図書館の敷地 など)</td> </tr> <tr> <td>禁止物件</td> <td>広告物の表示又は設置が原則禁止となる物件 (橋りょう・高架道路、信号機・道路標識 など)</td> </tr> <tr> <td>禁止広告物</td> <td>表示又は設置が禁止されている広告物 (著しく汚染・破損・老朽化したもの など)</td> </tr> </table>	禁止地域	広告物の表示又は設置が原則禁止となる地域 (都市公園、官公署・学校・図書館の敷地 など)	禁止物件	広告物の表示又は設置が原則禁止となる物件 (橋りょう・高架道路、信号機・道路標識 など)	禁止広告物
禁止地域	広告物の表示又は設置が原則禁止となる地域 (都市公園、官公署・学校・図書館の敷地 など)						
禁止物件	広告物の表示又は設置が原則禁止となる物件 (橋りょう・高架道路、信号機・道路標識 など)						
禁止広告物	表示又は設置が禁止されている広告物 (著しく汚染・破損・老朽化したもの など)						
規格等	<ul style="list-style-type: none"> 広告物の種類に応じて定めた規格（広告物の場所、位置、形状、規模、色彩等の制限） 都市景観形成地区内の広告物及び大規模広告物を対象とした誘導基準（努力義務） 						
管理義務	表示・設置者又は管理者は、必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。						
除却義務	表示・設置者又は管理者は、許可の期間が満了したとき又は必要でなくなったときは、遅滞なく、除却しなければならない。						

2 許可件数

種 別	平成26年度	平成27年度	平成28年度
地上広告	3, 510件	3, 771件	4, 097件
屋上広告	1, 144件	1, 186件	1, 428件
壁面広告	3, 858件	3, 943件	4, 342件
突出広告	780件	837件	926件
その他	416件	386件	419件
合 計	9, 708件	10, 123件	11, 212件

備考 平成29年3月31日現在

(注) その他は、はり紙、はり札、立看板、広告旗、広告幕、車体広告など

